

平成31年第2回氷川町議会定例会会議録（第1号）

平成31年3月7日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告・施政方針
- 日程第 5 議案第 4号 氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 5号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 6号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 7号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 8号 氷川町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 9号 氷川町福祉センター等条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 氷川町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 氷川町総合振興計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 氷川町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第15 議案第14号 氷川町有住宅条例の制定について
- 日程第16 議案第15号 平成30年度氷川町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第17 議案第16号 平成30年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第17号 平成30年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第4号）

について

日程第19 議案第18号 平成30年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号) について

日程第20 議案第19号 平成30年度氷川町下水道事業特別会計補正予算(第2
号) について

日程第21 議案第20号 平成31年度氷川町一般会計予算について

日程第22 議案第21号 平成31年度氷川町国民健康保険特別会計予算について

日程第23 議案第22号 平成31年度氷川町介護保険特別会計予算について

日程第24 議案第23号 平成31年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算につい
て

日程第25 議案第24号 平成31年度氷川町下水道事業特別会計予算について

日程第26 議案第25号 第3期氷川町地域福祉計画の策定について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 西尾正剛	2番 木下厚
3番 河口涼一	4番 清田一敏
5番 長尾憲二郎	6番 吉川義雄
7番 上田俊孝	8番 三浦賢治
9番 米村洋	10番 松田達之
11番 片山裕治	12番 上田健一

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 草野信一 書記 畑野照美

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長 藤本一臣	副町長 平逸郎
教育長 太田篤洋	総務課長 陳野信次
企画財政課長 濤岡美智代	税務課長 西田美子
町民環境課長 野田俊明	健康福祉課長 山本昭義

農業振興課長	前 田 昭 雄	農地整備課長	尾 村 幸 俊
建設下水道課長	前 崎 誠	総務振興課長	稲 田 和 也
商工観光課長	平 山 早 苗	会計管理者	橋 本 智 明
学校教育課長	岩 本 博 美	生涯学習課長	増 永 光 幸
農業委員会事務局長	星 田 達 也	代表監査委員	島 田 博 行

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田健一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成31年第2回氷川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上田健一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、6番、吉川義雄君、7番、上田俊孝君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（上田健一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの9日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月15日までの9日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（上田健一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今回受理した請願・陳情等は、お手元に配りました請願・陳情等一覧表のとおりです。

例月出納現金検査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。なお、報告書は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、八代生活環境事務組合議会平成30年第3回定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。なお、この会議録は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、平成31年2月1日に、熊本県町村議会議長会理事会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、平成31年2月15日に、熊本県町村議会議長会第69回定期総会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。なお、この定期総会におきまして、全国町村議会議長会表彰伝達並びに熊本県町村議会議長会表彰が行われました。全国町村議会議長会表彰並びに熊本県町村議会議長会表彰で、議長が在職15

年で多年にわたり地域の振興発展に顕著な功績があったと認められ、表彰の栄に浴されましたので報告します。

ここで、表彰の伝達を副議長が行います。演壇の前へお進みください。

○副議長（三浦賢治君） 表彰状。

熊本県氷川町、上田健一殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績は、まことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰いたします。

平成31年2月6日。

全国町村議会議長会会長、櫻井正人。代読。

おめでとうございます。

（拍手）

○副議長（三浦賢治君） 表彰状。

八代郡氷川町議会議員、上田健一殿。

貴殿は、多年地方自治の振興に貢献せられ、其の功績は顕著であります。よってここにこれを表彰いたします。

平成31年2月15日。

熊本県町村議会議長会会長、田上更生。代読。

おめでとうございます。

（拍手）

○議長（上田健一君） これで、表彰状の伝達を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第 4 行政報告・施政方針

日程第 5 議案第 4号 氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 5号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 6号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 7号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 8号 氷川町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 10 議案第 9 号 氷川町福祉センター等条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 10 号 氷川町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 11 号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 12 号 氷川町総合振興計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 13 号 氷川町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 15 議案第 14 号 氷川町有住宅条例の制定について
- 日程第 16 議案第 15 号 平成 30 年度氷川町一般会計補正予算（第 7 号）について
- 日程第 17 議案第 16 号 平成 30 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 18 議案第 17 号 平成 30 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 19 議案第 18 号 平成 30 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 20 議案第 19 号 平成 30 年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 21 議案第 20 号 平成 31 年度氷川町一般会計予算について
- 日程第 22 議案第 21 号 平成 31 年度氷川町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 22 号 平成 31 年度氷川町介護保険特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 23 号 平成 31 年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 25 議案第 24 号 平成 31 年度氷川町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 26 議案第 25 号 第 3 期氷川町地域福祉計画の策定について

○議長（上田健一君） 日程第 4、議案第 4 号、氷川町職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 26、議案第 25 号、第 3 期氷川町地域福祉計画の策定についてまでを一括議題とします。

町長の行政報告・施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆様、おはようございます。

厳しかった寒さが和らぎ、その名もゆかしく弥生の春となりましたけれども、皆様方にはそれぞれ日々ご活躍のこととお喜びを申し上げます。

本日は、平成31年第2回氷川町議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方にはご多忙中にもかかわらず、お繰り合わせ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。議員各位には日頃より町政の運営にあたりまして格段のご理解とご協力をいただいております。心より感謝とお礼を申し上げます。

まずは、上田健一議長におかれましては、長年の議員としての功績が認められて、全国議長会並びに熊本県議長会からの表彰の受賞、誠にめでたうございます。今後とも、その経験と識見によりまして、氷川町の発展に向け、ご尽力とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本年度もいよいよ押し詰まり、年度末を迎えているところでありますが、主な取り組みにつきまして総括をいたしたいというふうに思っております。

昨年も大阪北部地震、西日本豪雨、北海道胆振東部地震をはじめ、相次ぐ台風の襲来など、全国各地で大規模な自然災害が発生をし、尊い命と貴重な財産が奪われました。被災をされました皆様方に改めましてお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

一方、氷川町におきましては、風水害等の大きな自然災害もなく、比較的平穏な年であったというふうに感じております。

また、熊本地震発生から約3年を迎えますが、地震関連の復旧・復興事業の全てが完了いたしましたものの、いまだに一部損壊家屋のリフォーム工事が実施されております。あわせて、35世帯、105名の皆様方が応急仮設住宅並びにみなし仮設住宅において避難生活を続けられておられますので、生活支援に向けたご支援を継続しているところであります。熊本県が設置をいたしました応急仮設住宅につきましては、入居基準期間であります3年経過後は氷川町へ譲渡する承認をいただいておりますので、その後は町有住宅として活用を図ってまいります。

役場駐車場を改修中ではありますが、庁舎西側駐車場とあわせて、従来に比べ、約150台分の駐車スペースを増やして確保することができます。このことによりまして、災害発生時における避難者及び緊急車両の受け入れ、平常時には近隣公共施設利用者への利便性の向上が図られることとなります。

宇城氷川スマートインターチェンジも開通から5年、アクセス道路全線開通から3年が経過し、町内外の多くの皆様方にご利用をいただいております。直近のスマートインターチェンジの通過利用実績といたしましては、1日平均2,300台が通過をいたしております。NEXCO西日本が試算しておりました計画交通量1日平均1,157台をはるかに上回る2倍の実績を示しているところであります。

ふるさと納税事業につきましては、昨年4月からインターネットを利用したふるさと応援寄附金の受け付けを開始いたしました。その成果があらわれ、本年2月

末現在で寄附件数が542件、寄附金額が903万1,000円の実績であります。昨年の同時期の件数が32件、寄附金額が237万5,000円でありましたので、件数で17倍の増、金額で4倍増となっており、町及び町の特産品、それから町のPR、財源の確保に役立っているというふうに感じております。

長年の懸案でありました大野交差点の改良工事も、熊本県営事業として進捗をいたしております。一部家屋の買収・解体がなされました。

島崎川改修事業も、国・県の事業完了後、継続して町による上流部の改修工事を施工しているところであります。

宮原小学校校門前の歩道並びに道路拡幅改良工事が進んでおりますが、児童生徒の安全確保並びに道路利用者の利便性の向上に役立つものというふうに考えております。

分野別で申し上げますと、産業振興の分野では、農地集積加速化事業において既に法人化をいたしました「野津南」「アグリ吉野」「アグリ鹿島」「肥の川南」に続き、中大野地区並びに東網道地区が営農改善組合を設立し、調査及び協議を進められております。今後は、農機具の共同利用によるコスト削減と農地集積が図られるものと期待をいたしているところであります。

次代を担う経営感覚を持った優れた経営体の育成を図るため、産地パワーアップ事業に取り組み、農業用施設の整備並びに農業用機械設備等の更新拡充が図られたところであります。

農業基盤整備事業では、地区の排水路改修、客土事業、暗渠排水事業、区画拡大事業が完了をし、多面的機能支払交付金事業へは本年度4地区が増加をし、現在22地区で取り組まれております。また、昨年からの氷川町広域協定を締結し、氷川土地改良区が事務局となり、一つの事業体として活動を行っているところであります。

竜北地区の排水対策事業につきましては、県営湛水防除事業として実施をされておりますが、当初の計画より若干遅れがあると報告を受けております。

竜北地区の地籍調査事業につきましては、町内全ての登記が完了したところであります。

住宅リフォーム促進事業も利用が多く、2月末現在で、通常分が31件、熊本地震一部損壊分が22件の実績であります。町内の経済活性化に役立っております。

3年目となります商工業者を対象とした創業支援・事業所等整備促進事業につきましては、店舗リフォーム及び機械器具の更新が行われ、既存の商工業者の経営支援につながっております。

同じく3年目となります若手後継者等育成特別推進事業においては、セミナーの開催並びに個別に経営革新指導を実施し、経営力の向上に向けた支援を行いました。

保健福祉の分野では、特定健診事業については受診率も年々上昇をいたしております。人間ドック及び各種がん検診費用助成の活用により、疾病の早期発見・早期治療に役立っているものというふう感じております。

ふれあいいきいきサロン事業につきましては、本年度新たに2地区で取り組みが始まり、現在38地区で実施をされております。町内39地区ございますので、残り1地区というところまでまいりました。その1地区もですね、3月にモデル事業として実施を始めるということで聞いておりまして、全ての地区でこのいきいきサロン事業が開始をされるということになります。

八代市、氷川町及び八代市郡医師会により、職員を派遣の上、八代地域在宅医療・介護連携支援センターを設置し、在宅医療・介護の連携を図る包括支援システムの構築に向け、現在、調査・研究を行っているところであります。早くこの包括支援システムの方向性をお示しし、それぞれ役割を分担し、それぞれの役割を果たしていく方向をですね、早く位置づけたいなというふうに思っているところであります。

町内に所在する全ての介護及び障がい者福祉施設及び団体で組織する氷川町介護障がい者福祉関係施設連絡会を昨年2月に設置をいたしました。行政との連絡あるいは施設相互の情報共有及び施設の福祉サービスの向上を図っているところであります。

高齢化は年々進行すると思われますので、認知症対策をはじめ、高齢者の皆様がいきいきと暮らせる環境づくりを町社会福祉協議会と連携を図り、地域を地域で支える福祉の環境づくりを推進しているところであります。

教育面では、ICT機器及びICT支援員を配置をし、就学環境が充実をされ、学力向上に活用されております。本町の特色であります「コミュニティスクール及び学校支援地域本部事業」の取り組みでは、地域連携による教育現場への直接的支援により、魅力ある学校づくりにつながっているというふう感じております。

国指定であります野津古墳群及び大野窟古墳の保存管理基本計画に基づき、調査・研究を進めているところであります。

本年度から小学校部活動が社会体育に移行されましたが、それぞれの部活動ごとに工夫を凝らして活動を進められております。

生活環境の分野では、防災・防犯対策といたしまして、本年度10地区において地区別防災計画策定の作業を進めてまいりました。今月末までにはそれぞれ策定が完了する見込みでありまして、町内39地区の計画策定が完了をいたします。

防災行政無線のデジタル化事業も2年目を迎え、本年度は防災無線室への無線機本体及び各地区ごとの屋外スピーカーの設置を行いました。

昨年4月から供用開始をいたしました八代広域行政事務組合鏡消防署氷川分署については、氷川町はもとより八代市の一部も管轄範囲となっており、地域の安全・安心に役立っております。特に救急業務の需要が多い状況でございます。

下水道事業につきましては、接続率の向上に向け、現在それぞれ担当課のほうで推進を図っております。

行政運営の分野では、住民との協働によるまちづくりを進めるため、町政懇談会を6カ所で開催をいたしました。貴重なご意見を拝聴することができましたものの、参加者数が少ない現状であります。

国が進める地方創生関連では、本年度は地方創生推進交付金を活用いたしまして、「八代圏域ツナガルインターンシップ推進事業」並びに「海外クルーズ船寄港を活かした観光・物産プロジェクト」を八代市及び芦北町と連携をして実施をし、若者の地域内企業への就業支援及び地域特産品の付加価値を上げるとともに、海外への輸出事業の支援を行ったところであります。

大空町との交流事業では、中学生の交流、高校生の農業体験受け入れ、社会人の交流を実施し、それぞれの交流を通して友好の絆が深まったものというふうに感じております。

氷川町未来まちづくり政策研究会では、地域連携協定を結んでおります同志社大学をはじめ、宮崎大学、その他大学と連携をし、調査・研究並びに政策提言が行われておりまして、これからも様々なテーマで調査・研究を進めていただきたいなどというふうに思っております。

以上、熊本地震被災者の皆様方への対応及び復旧・復興事業の取り組みを最優先としつつ、各分野での事業推進に最善を尽くしてまいりましたが、議員各位並びに町民の皆様方をはじめ、関係組織・機関のご協力のもと、全職員が一丸となって職務に精励したことにより、相応の効果を得る行政運営ができたというふうに考えております。

以上、平成30年度の総括といたします。

続きまして、平成31年度の施政方針並びに提案理由の説明に入らせていただきます。

政府においては、昨年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みのもと、引き続き手を緩めることなく、本格的な歳出改革に取り組むことといたしております。義務的経費については、聖域を設けることなく、抜本的な見直しを行い、その他の経費については、各省庁の事業を総点検した結果を適切に反映した中で施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化するとしています。

また、地方創生については、アベノミクスの推進により回りつつある経済の好循環を一層拡大していくために、経済成長の果実を都市から地方へ波及させていくことが必要不可欠としており、地方が持つ魅力を最大限に引き出す戦略が求められていく中で財政的な支援策も展開されていくことから、国の動向や予算状況などを引き続き注視していく必要があるというふうに感じております。

また、熊本県では、昨年8月に公表した中期的な財政収支の試算において安定した財政運営のもとで更なる復旧・復興を着実に推進していくためには、真に必要な事業への選択と集中や効率的な予算執行を不断に取り組みこととし、通常の事務事業については廃止を含めた見直しを行い、真に必要なかつ適宜適切と認められるものについて予算化することといたしております。

このような中、本町では各種計画に基づく行財政改革に積極的また継続的に取り組み、行政運営の効率化と財政健全化に一定の成果を上げてきたところであります。

しかしながら、平成29年度決算による歳入の状況は、依存財源である地方交付税が歳入総額87億8,703万5,000円の33.6%を占める29億5,465万3,000円となっております。一方、自主財源の柱である町税は、わずか10.9%、金額にいたしまして9億5,522万6,000円しかなく、地方交付税や各種交付金に頼らざるを得ない財政状況となっており、今後も依存財源主体の歳入構造が大きく変化する要素は見当たりません。

しかも、本町は既に普通交付税の合併算定替の段階的削減期3年目に入っており、5割が縮減となった本年度においては、約1.2億円の影響がありました。本水準の算定で推移した場合、平成31年度で約1.6億円、合併算定替が終了する平成33年度には約2.3億円の減収となる試算であり、経常収支比率が高水準で推移し、財政構造の硬直化が懸念される中、安定した財政運営を行っていくためには、行政評価等の活用による事務事業の見直しと、財政健全化に向けた取り組みを着実に実行するとともに、財政規模に応じた適正な事業選択を行う必要があります。

このように国・県の政策や財政状況を踏まえて、平成31年度氷川町一般会計予算につきましては、大幅な歳入減を見据えた厳しく堅実な財政運営に向けて、職員みずからが創意工夫を図り、事務事業の徹底的な見直しや事業間の優先順位を厳しく選択を行う一方、県営湛水防除事業をはじめ、下水道宮原処理区の広域下水道編入、防災行政無線デジタル化事業、小中学校エアコン整備事業、橋梁等長寿命化計画に基づく改修事業などに向けた、将来に向けた町政発展の礎を築くために重要と考えられる事業につきましては、国・県の交付金等の活用を図り、必要な財源を確保することとし、徹底したコスト意識のもと、メリハリのある予算編成に心掛け、対前年比0.5%増の総額68億7,370万8,000円といたしました。

歳入といたしましては、町税、地方交付税が若干増加し、財源確保のために財政調整基金からの繰り入れを行い、町債につきましては、必要最小限度の起債に抑えたところであります。

歳出では、民生費、農林水産業費、土木費、公債費を増額予算とし、それ以外の議会費、総務費、衛生費、商工費、消防費を減額予算といたしました。

氷川町が誕生いたしまして14年目を迎えております。持続可能な基礎自治体としての礎を築く大切な時期を迎えております。平成31年度は、効率的な組織体制の整備と次世代への投資と位置づけ、人口減少社会を見据えた機能的な役場組織への改革を行うとともに、将来の氷川町を展望した新たな視点を持ち、地方創生総合戦略並びに第2次氷川町総合振興計画の基本理念に基づいた次の5つのまちづくり戦略を掲げ、議会の協力をいただき、町民の皆様方と協働しながら、安心して暮らせ、幸せを実感できる持続可能な田園都市・氷川町の創造に向けた堅実な、また積極果敢な行政運営を展開してまいりますので、一層のご協力をよろしくお願いをいたします。

第1点目、「魅力あふれる産業の振興」を図ってまいります。

安定した生活基盤を確保するためには、基幹産業であります農業・商工業に活力と魅力がなくてはなりません。

農業振興策といたしましては、県南フードバレー構想との連携を図りつつ、足腰の強い持続可能な農業経営を図るため、各種生産組織及び営農組織を中核とした組織型農業を推進するとともに、共同経営を視野に入れた農事組合法人並びに担い手農家の育成を図ってまいります。

地方創生拠点整備交付金事業で整備をいたしました特産品加工センター創生館を活用いたしまして、まちづくり振興会によるHACCP対応の販売に主眼を置いた商品の製造及び開発を進めておりますが、今後も更に力を入れてまいりたいというふうに思っております。

農地集積加速化事業につきましては、既に農事組合法人として設立をいたしました4つの法人の安定した経営に向けた支援を行うとともに、現在、営農改善組合として活動しております2地区の活動を支援していきたいというふうに考えております。

新たに創設をした農地課と農業委員会並びに最適化推進委員の皆様との連携により熊本県中間管理機構を活用した農地の集積を積極的に推進してまいります。

い業生産機械の支援につきましても、継続事業として実施をいたします。また、い業関連の機械につきましては、ハーベスタに続きまして、移植機の製造につきましても、今、JAさんと一緒に働きかけを行っているところであります。

新規就農総合支援事業、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業及び鳥獣被害防止総合対策事業、国・県事業を積極的に活用し、新規就農者の支援、園芸作物農家の施設整備支援及び鳥獣被害の防止を図ってまいります。

氷川町農業元気づくり支援事業は、これまでの7つの事業を継続して進めてまいりたいというふうに思っております。本年度も梨強化棚の補助、柑橘類のマルチ資材補助、トマトの病害対策、露地野菜の重要病害虫対策、いちご品質向上対策、葉たばこ連作障害対策、家畜伝染病対策などにつきまして支援を行います。

また、継続事業といたしまして、経営所得安定化事業、経営体育成支援事業、氷川町販売戦略基本計画に基づきます農産物販売戦略強化対策、いぐさ・豊表生産体制強化緊急対策事業、農産物輸出事業をはじめ、農地の利活用調整、利活用状況等の農業委員会の機能の充実に支援するそれぞれの事業につきましても積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

農業経営の安定化と農家負担の軽減を目的とした農業収入安定化事業につきましても、県と連携を図りながら継続して実施してまいります。

昨年度実施をいたしました水産環境整備事業により整備した漁場の活用を図るとともに、水産基盤整備交付金事業では、アサリ・ハマグリの子貝の放流及び漁場の耕うんを継続して実施してまいります。

農業基盤整備促進事業として、老朽化した農業用排水路の改修、氷川・若洲排水機場の主ポンプの2年目の整備を行うとともに、氷川大堰改修事業、和鹿島地区海岸保全事業、国営造成管理体制促進事業につきましても、氷川町土地改良区と連携を図りつつ、実施してまいります。

多面的機能支払交付金事業につきましては、現在22地区で取り組まれておりますけれども、農村環境の保全と改善のためには更なる取り組みの拡大を推進していきたいというふうに思っております。

竜北地区の県営湛水防除事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、若干計画より遅れております。今後とも熊本県としっかり連携を図り、計画的な事業の推進ができるように積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

商工業振興政策といたしましては、継続して創業支援・事業所等整備促進事業を推進し、新規創業する商工業者の店舗及び機械器具の整備と既存の商工業者の店舗リフォーム及び機械器具等の更新について支援を継続してまいります。

同じく若手後継者また創業予定者の経営力向上に向けたソフト面の支援を行うための若手後継者等育成特別推進事業につきましても、継続して実施を行います。

住宅リフォーム促進事業及び災害復旧住宅リフォーム促進事業につきましては、継続して実施をいたします。特に災害復旧のリフォームにつきましては、4年目を

迎えるわけでございますけれども、まだその活用があつているという現状を鑑み、今年度も実施することといたしました。

ネット通販販路拡大事業、地域資源活用特産品開発・販路拡大事業、販売戦略につきましても、商工会と連携をいたしまして、それぞれの事業を推進してまいります。

また、町単独のプレミアム付き商品券の発行につきましても継続して実施をし、町内における購買力の向上を目指してまいります。

企業誘致活動につきましても、宇城氷川スマートインターチェンジに隣接する元旦ビューティ工業所有の土地につきましても、宇城市に事務所があります火乃国食品株式会社より、新規工場建設のため譲渡の相談がございました。町が仲介役となりまして、交渉の結果、先月21日に両者の間で2.4ヘクタールの土地売買契約が締結をされたところであります。新工場が早期に建設をされ、地域内の雇用が図られるよう、今後も支援を行うとともに、残地につきましても元旦ビューティ工業において活用されますよう、更に誘致活動を継続してまいります。

宮原まちづくり酒屋の外装工事が本年度完了いたしました。平成31年度で内装工事を予定しておりまして、その後の活用につきましてもですね、今後、皆様方と共にその活用をどんな使い方をしていくのかというのをですね、ぜひ方向性を求めていきたいというふうに考えるところでございます。

また、立神峡公園、秋山ギャラリーにつきましても、氷川ツーリズムの事業の一つの資源として位置づけておりまして、相互に連携を図りながら、その活用を図ってまいります。

氷川まつり、梨マラソン大会、ヘラブナ釣り大会、ウォーキング大会など、各種イベントにつきましても、参加者増加への工夫を行うとともに、氷川町PR用ビデオを活用し、町内外からの交流事業を増やし、地域経済の活性化を図ってまいります。

2点目に、「地域でいきいきと暮らせる保健・福祉のまちづくり」であります。

生活の安定は健康づくりという視点から疾病の早期発見・早期治療を促進し、町民の皆様方の健康増進と医療費の抑制を図るため、保健予防、健診事業及び健康相談、保健事業、食生活改善指導を更に強化し、推進してまいります。

新規事業として、高齢者等福祉タクシー利用料金支援実証事業を創設いたしました。交通手段が乏しい高齢者及び障がいをお持ちの皆様方が利用するタクシー料金の一部を助成する実証実験を開始いたします。

少子化及び定住促進対策といたしまして、現在、中学校3年生までの医療費の無料化を実施しておりますが、その年齢を高校生までの適用に範囲を拡大して、本年

4月から実施をいたします。

病児・病後児保育用施設が完成をいたします。本年4月以降に八代北部地域医療センターを事業主体として事業を開始いたしますので、運営並びに財政支援を行ってまいります。

八代市、氷川町、市郡医師会と連携して設置をしております八代地域在宅医療・介護連携支援センターにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、それぞれの役割分担を早く示せるようなシステムの構築を図ってまいりたいというふうに思っております。

平成30年度から平成32年度までの3カ年の事業指針となります第7期氷川町介護保険事業計画に基づき、対象者個々のニーズに応じた適切な介護保険サービスを提供してまいります。

社会福祉協議会が実施をしております介護デイサービス事業につきましては、民間事業者との均衡を図るとともに、介護職員の資質の向上に努め、サービス内容等、利用者への対応を更に充実させてまいります。

人間ドック受診費用、適時年齢に応じた乳がん検診及び子宮頸がん検診の無料化と、各種がん検診費用助成を継続実施してまいります。

特定健診を含む住民健診事業につきましては、受診率の向上と健康管理の自己啓発を更に進めてまいります。

すこやか赤ちゃん出産祝金支給事業につきましても継続をして実施をし、高齢者肺炎球菌予防接種につきましては65歳以上の5歳きざみに助成を行うとともに、インフルエンザ予防接種につきましても65歳以上及び1歳から18歳を対象に助成を継続実施してまいります。

また、子育て世代の母親の精神的・身体的負担を軽減するため、産前産後ホームヘルプ事業を継続して実施をし、障がい者及び障がい者福祉対策といたしましては、いきいきサロン事業、食の自立支援事業、通所型介護サービス事業、高齢者及び障がい者住宅改造助成事業等々、様々な助成事業につきましても、今後とも継続をして実施をし、支援をしてまいります。特にいきいきサロン事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、全地区での開催が見込まれております。今後は、このサロンをその対象をですね、これまで高齢者のみの集まりでございましたが、できましたら地域の各世代層の皆様方がこのいきいきサロンに参画をし、お互いにコミュニケーションをとれるようなサロンに拡大してできればなというふうに思っております。今、社会福祉協議会のほうでですね、その取り組みを来年度以降、積極的に進めてまいる所存であります。

新規事業といたしまして、後期高齢者の医療費、介護要因と基礎疾患の分析を行

う長寿健康増進事業に取り組み、医療と介護予防の視点で課題解決に向けた調査・研究に着手をいたします。

町社会福祉協議会の地域福祉計画及び組織改革計画を踏まえて、町社会福祉協議会の円滑な事業運営と必要な改革を進めるとともに、昨年創設をいたしました氷川町介護障がい者福祉関係施設連絡会を更に活用を図り、行政、民間施設との連携を図った上で、地域で支える介護福祉の環境づくりを進めてまいります。

3点目に、「人を育む魅力ある教育の振興」でございます。

町内の小中学校へのエアコンの整備につきましては、当初、平成31年度に中学校の施工、平成32年度に小学校の施工を予定しておりましたが、昨年度、国の財政支援制度が確立をし、予算が確保されましたので、計画を前倒しし、平成31年度において町内の全ての小中学校の空調設備を整備いたします。

中学生の英語検定受検助成事業を継続し、日本英語検定協会が実施をします実用英語技能検定費用の一部を助成し、英語に対する学習意欲の向上を図ってまいります。

小中学校に導入が完了いたしましたICT機器及びICT支援員2名体制で学習支援を行うことで学力の向上を図ります。

また、県費教職員を指導主事として本町に配置をしておりますが、教職員の授業力向上及び学級経営、生徒指導等への指導・助言とともに、本町教育の特色でありますコミュニティスクールの取り組みを推進してまいります。

全小中学校における要支援児童生徒への教育支援を行う要支援児童生徒教育支援事業及び地域ぐるみで学校運営を支援する学校支援地域本部事業を継続して取り組んでまいります。特に要支援児童生徒支援員につきましては、11名体制で来年度も行う予定であります。

宮原小学校の給食調理室が老朽化をいたしております。共同調理場からの配食に対応する給食受け庫を整備いたします。

学校給食における地元食材の活用を図るための助成を行うとともに、必要な備品の更新を行うとともに、学校施設の修理、また教材備品等の購入につきましては、学校現場の要望を尊重して進めてまいります。

小学校部活動が社会体育に移行して1年が経過をいたしました。今後も円滑な活動が図られるよう、それぞれの支援を行ってまいります。

幼児期における質の高い保育・教育を支援するための子ども・子育て支援事業計画及び新次世代育成支援対策行動計画に基づく事業を実行し、全ての子どもと子育て家庭が安心・安全、健康に暮らせる町を目指してまいります。

八火図書館も、整備後、多くの皆様方にご利用いただいております。今後、更に

蔵書の数を増やすとともに、八火図書館を中核とした学校図書館との連携を図りながら、積極的な図書活動を実施してまいります。

国指定史跡であります野津古墳群及び大野窟古墳の保存活用方針につきましては、報告書が提出をされ、その具現化に向け、野津古墳群の私有地について買収を行うとともに、大野窟古墳の保全整備調査を継続して実施をしてまいります。

氷川町体育協会及び総合型地域スポーツクラブ「ひかわスポーツクラブ」の組織の強化と会員の拡大を目指し、相互に連携を図りながら、社会体育と文化の振興に向けた支援を行います。

4点目は、「魅力ある暮らしやすいまちづくり」を進めてまいります。

地域環境への負荷軽減による自然と共生するまちづくりを目指して、太陽光発電施設等の費用助成を行う住宅用新エネルギー等導入促進事業及び合併浄化槽設置助成事業につきましては、継続して実施をしてまいります。

今年1月、ごみ減量化宣言をいたしました。生ごみ減量化を目指した電気式生ごみ処理機の購入助成につきましては、継続して実施をし、台数を増やす予算を計上いたしております。また、助成額につきましても、近隣の市と同等の助成を行うよう、その金額の見直しも行っているところであります。積極的にその普及に努め、新たに業務用大型処理機につきましても、助成対象といたしたいというふうに思っております。営業をされておりますそれぞれの店舗におきましても、この業務用の生ごみ処理機の導入を図っていただければなというふうに思っております。

なお、八代市環境センターにおける氷川町のごみ広域処理につきましては、現在、氷川町、八代市、八代生活環境事務組合並びに環境省及び熊本県を含めた、八代市・氷川町循環型社会形成推進協議会において継続して協議を進めております。平成35年が一つの区切りでありますので、それまでに方向性をですね、早く見出すことができばなというふうに思っておりますし、広域処理することはお互いに確認ができておりますので、そのための条件をクリアする必要があるというふうに思っております。

海洋環境保全に資するとともに、河川環境保全への波及効果を目指して、海岸漂着物及び漂流海底ごみの回収処理事業を実施いたします。

防災・防犯対策といたしましては、熊本地震を踏まえて一部見直しをいたしました氷川町地域防災計画に基づく対応を徹底するとともに、町内全地区で地区別防災計画の策定が完了いたしましたので、その計画に基づく防災訓練をはじめ、地区住民の皆様の防災意識の醸成を図ってまいりたいというふうに思っております。

最終年度を迎えます防災行政無線デジタル化事業につきましては、各家庭の個別受信機の整備を行うとともに、既に整備をいたしました防災備蓄倉庫における災害

対応資機材及び食糧等の備蓄につきましても計画的に進めてまいります。

昨年4月から供用を開始しております鏡消防署氷川分署、先ほど申し上げましたとおり、それぞれ地域の安全・安心に役立っておりますが、今後とも消防団及び自主防災組織との連携を図るとともに、氷川分署の円滑な運営ができるよう、私どもも支援をしてみたいというふうに思っております。

消防団及び自主防災組織を核とした地域防災体制の充実と地域ぐるみで見守る防犯体制を確立するとともに、それぞれの機能的な組織づくりを進めてまいります。特に消防団につきましては、団員の確保に努めるとともに、消防活動資機材及び装備の整備を行い、活動環境の充実と改善を図ってまいります。

新規事業といたしまして、野津火葬場跡地を防災公園として整備をいたします。災害時には一時避難場所及び仮置き場として利用するとともに、平常時にはグラウンド及び町民憩いの場として活用を図ってまいります。

下水道事業につきましては、竜北地区の整備が完了いたしました。今後は、各家庭の普及率の向上を図ってまいります。

宮原処理区の八代北部流域下水道への編入が既に決定をいたしてございまして、平成30年度で実施設計がなされております。平成31年度から事業着手ということになります。工事が始まるわけですが、県営事業で実施をされますので、私どももその支援を一緒になりまして進めてみたいというふうに思っております。

新規事業といたしまして、氷川町下水道ストックマネジメント計画基礎調査に着手をし、下水道施設の点検・調査を進めてまいります。

集落内の道路、河川及び排水路につきましては、氷川町道路整備基本計画と地区からの要望との整合性を図りながら、社会資本整備総合交付金等、国・県の事業を積極的に活用しつつ、優先順位をつけて整備を行うことといたしてまいります。

また、大野交差点の改良及び本山地区の県道改良につきましては、熊本県が実施主体となって事業を進めておりますので、町といたしましても連携協力して、事業の円滑化を図ってまいります。

町が管理する既設の橋梁につきましては、橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、優先順位をつけて改良工事を行ってまいります。

町内の住宅建築物の安全性の確保と耐震性の向上を図るため、住宅建築物耐震改修促進計画に基づき、個別住宅耐震診断事業及びアスベスト調査分析事業を継続して取り組んでまいります。なかなか利用がございません。それぞれですね、個人の住宅ということでございますし、負担もあることではございますが、今後のことを考えますと、この事業につきましても積極的に普及をしていきたいというふうに思

っております。

また、公営住宅等長寿命化計画に基づきまして、老朽化した町営住宅の整備と活用を図ってまいります。

定住促進施策の一環として、継続事業といたしまして、空き家バンクに登録した空き家リフォーム助成、引っ越し及び家財撤去費の助成を行うとともに、昨年整備をいたしました移住体験住宅を活用し、移住希望者の体験宿泊や空き家店舗及び遊休農地等の情報発信を行い、町外はもとより県外からの移住者の受け入れを行う移住定住促進プロジェクト事業の充実を図ってまいります。

最後に、「住民自治を支える行政運営の推進」であります。

いつも申しておりますけれども、行政運営には、必要性、計画性、実行性、継続性、創造性が重要と考えます。第2次氷川町総合振興計画で示したまちづくりの基本方針及び各種施策を着実に遂行するためには財源が必要でありますので、創意工夫による財源の確保と堅実な財政運営を図ってまいります。

町行政の全ての事務事業の評価を行いましたので、評価結果の精査をし、役場の組織機構の改革を行いました。既に皆様方のご承知のとおりであります。農地整備課と農業委員会を統合し「農地課」、総務振興課と商工観光課を統合して「地域振興課」を創設いたしましたので、より多くのマンパワーを傾注し、効率的な行政運営と課題解決を目指してまいります。

住民主役のまちづくりを進めていく上では、町民の皆様方との対話と協調が重要であります。町政懇談会を工夫して実施をするとともに、情報を共有する必要があるため、できる限りの情報提供に努めてまいります。

堅実な行財政運営を行うためにも行政改革プランの進捗状況を確認し、暫時必要な見直しを図りつつ、その計画に基づいた改革を確実に実践するとともに、その検証を図り、更なる改革を進めてまいります。

さらに、効率の良い機能的な行政組織とするためには、公共施設の管理運営計画に基づき、適正な施設管理と効率的な運用に努めるとともに、その原動力である職員の能力開発にも尽力してまいります。

大空町との友好関係も大切に、今後も人材の交流及び物産の相互交流を活発にし、友好の絆を深めてまいりたいというふうに思っております。

以上、5つのまちづくり戦略を平成31年度の町政運営の基本方針として、安心して暮らせ、幸せを実感できる持続可能な田園都市・氷川町の創造を目指して、職員と共に全身全霊を傾注して緊張感を持って取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明に入らせていただきます。

本定例会に提案をいたしておりますのは、条例の制定及び一部改正、その他12件、平成30年度一般会計並びに特別会計補正予算5件、平成31年度一般会計及び特別会計予算5件でございます。

議案第4号は、国家公務員に準じ、長時間労働是正のため、氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第5号から議案第7号は、人事院勧告に基づく職員給与改定、特別職期末手当の支給率を改定するため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第8号は、法律の改正による条ずれや字句の整理及び公用車使用時の日当を廃止するため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第9号は、氷川町福祉センターの開館時間及び休館日を変更するため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第10号は、100歳到達者への長寿祝金を敬愛の念を伝えるため、手渡しにより支給するため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第11号は、国民健康保険施行令の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第12号は、総合振興計画の策定に加え、成果検証を行うこととし、審議会名称及び所掌事務を変更するため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第13号は、森林環境譲与税の導入に伴い、基金を設置をし、運用するため、氷川町森林環境譲与税基金条例を制定するものであります。

議案第14号は、熊本地震の際に建設をした応急仮設住宅を熊本県から譲渡を受け、町管理の住宅として運用するため、氷川町有住宅条例を制定するものであります。

議案第15号から議案第19号までは、平成30年度一般会計及び特別会計の補正予算でありまして、一般会計及び特別会計ともにそれぞれ過不足が生じておりますので、補正するものであります。

議案第20号は、平成31年度氷川町一般会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年比0.5%増の68億7,370万8,000円とするものであります。

議案第21号は、平成31年度氷川町国民健康保険特別会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を前年並みの20億942万3,000円とするものであります。

議案第22号は、平成31年度氷川町介護保険特別会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年度比7.1%増の17億511万円とするものでございます。

議案第23号は、平成31年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年比4%増の1億6,842万5,000円とするものであります。

議案第24号は、平成31年度氷川町下水道事業特別会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年度比14%増の5億6,198万5,000円とするものであります。

議案第25号は、第3期氷川町地域福祉計画の策定について、議会の議決を求めるものであります。

以上、平成31年度施政方針並びに提案理由の説明を行いました。具体的な内容につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。行政報告・施政方針並びに提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（上田健一君） 説明が終わりました。

ここで11時5分まで暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時59分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（上田健一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第4号から順次詳細説明を求めます。

総務課長、陳野信次君。

○総務課長（陳野信次君） それでは、議案第4号をご説明いたします。

氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、民間においては、長時間労働是正のための措置として、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」によりまして、罰則付きの時間外労働の上限規制が導入され、原則として平成31年4月1日から施行されることになっております。国家公務員においては、人事院が現行の「超過勤務の縮減に関する指針」において年間360時間を目安としておりますが、この指針を人事院規則で定める作業が進められております。地方公務員については、地方公務員法の均衡の原則により国家公務員に準じた措置が求められるためでございます。

改正内容を新旧対照表でご説明いたします。

第8条に第3項として1項追加するもので、「正規の勤務時間以外の勤務時間に

おける勤務に関して必要な事項を規則に一任する。」1項を追加し、平成31年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第5号をご説明いたします。

氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、平成30年人事院勧告による一般職の職員の給与改定及び特別職の職員の期末手当の支給率の引き上げに伴いまして、議会議員の期末手当の支給率を引き上げることと、条例中の「氷川町総合振興計画策定審議会」の名称を変更するためでございます。

改正内容を新旧対照表でご説明いたします。

改正条例の第1条は、議会議員の期末手当の支給率を規定したもので、条例第6条第2項中、「100分の160」を「100分の165」に改めるもので、12月支給の期末手当に関する規定でございます。

改正条例の第2条も、議会議員の期末手当の支給率を規定したのですが、改正条例第1条で改正する12月支給の「100分の165」と6月支給の「100分の145」を平準化し、6月と12月の支給率を同率の「100分の155」に改めるものでございます。

改正条例の第3条は、表中の「総合振興計画策定審議会委員」を「総合振興計画審議会委員」に改め、平成31年4月1日から施行するものですが、改正条例第1条は、平成30年12月1日から適用するものでございます。

次に、議案第6号をご説明いたします。

氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、平成30年人事院勧告に伴い、期末手当の支給率を引き上げるためでございます。

改正内容は、議会議員と同じ改正内容でございますが、期末手当の支給率を100分の5引き上げ、6月支給と12月支給の支給率を平準化し、平成31年4月1日から施行するものでございます。また、改正条例第1条につきましては、平成30年12月1日から適用するものでございます。

次に、議案第7号をご説明いたします。

氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるもの

でございます。

提案理由は、平成30年人事院勧告に伴い、給与改定及び勤勉手当の支給率等の改定を行うためでございます。

改正内容をご説明いたします前に、議案書に間違いがございましたので、お詫びし、修正をお願いいたします。

修正箇所は、改正条例1ページになります。この1ページの「行政職給料表」の表中、第4級第14号級の給料月額を「288,700円」と記載をいたしております。この金額が「288,600円」の誤りでございましたので、お詫びをし、修正をお願いいたします。「288,700円」を「288,600円」に修正をお願いいたします。

それでは、改正内容をご説明いたします。

第1条は、氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、第13条第1項、これは宿日直手当の規定でございます。その額を「4,200円」から「4,400円」に改めるものでございます。

第15条は、勤勉手当の規定でございます。第2項第1号で、その支給率「100分の90」を「100分の95」に改め、同項第2号、再任用職員の勤勉手当の支給率を「100分の42.5」から「100分の47.5」に改めるものでございます。

別表第1は、「行政職給料表」でございまして、1級から6級まで平均1.6%、金額にして1,500円から400円の増額改定を行うものでございます。

4ページをお願いいたします。第2条につきましては、期末手当について、6月及び12月の支給の月数を平準化するものでございます。

5ページになります。5ページの第3条は、氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございまして、特定任期付職員の期末手当の支給率、第4条は、一般任期付職員の期末手当の支給率を改めるものでございます。

適用期日は、基本的には平成31年4月1日から施行するものでございますが、第1条の宿日直手当と給料表の改正規定は平成30年4月1日に遡及し、第1条の勤勉手当の改正規定は平成30年12月1日に遡及するものでございます。

次に、議案第8号をご説明いたします。

氷川町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、法律の改正による条ずれや字句整理及び公用車使用の際の日当を廃止するためでございます。

改正内容を新旧対照表でご説明をいたします。

改正部分を朱書きしておりますように、今回の改正におきましては、字句整理が多数でございます。この中で、第16条で規定いたします日当の支給につきましては、現行では県内旅行で25キロメートル以上の公用車使用の際は日当を支給する規定になっておりますが、それを廃止するということが第1の目的でございます、今回改正するものでございます。

この改正条例につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、山本昭義君。

○健康福祉課長（山本昭義君） 議案第9号から議案第11号まで、続けて説明させていただきます。

まず、議案第9号、氷川町福祉センター等条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

氷川町福祉センター等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、竜北福祉センターにおける浴室利用者は、午後9時以降、月平均60人弱で1日当たり2名程度のため、光熱水費の面で効率が非常に悪く、浴室以外の施設利用者も午後9時以降ほとんどいない状況となっておりますので、閉館時間を早めるものでございます。また、竜北福祉センターと宮原福祉センターの年末年始の休館日を統一することで施設の管理運営の向上が図れるため、条例の一部を改正するものでございます。

3枚目、新旧対照表をご確認お願いいたします。

改正内容としましては、第5条第1項、表中、竜北福祉センターの閉館時間を浴室もあわせて「午後10時」から「午後9時」に改め、第6条第1項の表中、竜北福祉センター、宮原福祉センター、宮原ふれあいセンターの年末年始の休館日を「12月29日から翌年1月3日まで」に改め、年末年始の休館日を統一するものです。

この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

これで、議案第9号、氷川町福祉センター等条例の一部を改正する条例について、説明を終わります。

続きまして、議案第10号、氷川町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

氷川町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、名誉長寿者に相当する100歳到達者へ可能な限り町長の手渡しにより敬愛の念を伝えたいことから支給時期を変更するため、条例の一部を改正するものです。

3枚目の新旧対照表をご確認願います。

改正内容としましては、第4条の「祝金の支給時期」、第2号、「誕生日に支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日、年末年始の休みの場合は、誕生日の最も近い休みでない日に支給する。」を「誕生日以降、速やかに支給する。」に改めるものです。

この条例は、平成31年4月1日から施行するものです。

これで、議案第10号、氷川町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について、説明を終わります。

次に、議案第11号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由としまして、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税医療分の賦課限度額の引き上げと国民健康保険税の均等割額を軽減する軽減判定所得基準額を変更するため、条例の一部を改正するものです。

3枚目の新旧対照表をご確認願います。

主な内容としまして、課税限度額を「58万円」から「61万円」に改め、5割軽減判定所得の算定において被保険者数に乗すべき金額を「27万5,000円」から「28万円」へ、2割軽減判定所得の算定において被保険者数に乗すべき金額を「50万円」から「51万円」にそれぞれ改め、軽減の対象者を広くするものです。

附則により、平成31年4月1日から施行するものです。

これで、議案第11号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明を終わります。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 議案第12号、氷川町総合振興計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

氷川町総合振興計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、総合振興計画の計画策定及び成果検証を行うため、審議会の名称及

び所掌事務を変更するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

題名及び第1条中の「氷川町総合振興計画策定審議会」を「氷川町総合振興計画審議会」へ改め、第2条中の「総合振興計画」の次に、「の策定及び成果検証」を加え、第4条第1項の但し書きを削るものでございます。

附則で、この条例は、平成31年4月1日から施行するものとしております。

以上で、議案第12号についてご説明を終わります。

○議長（上田健一君） 農業振興課長、前田昭雄君。

○農業振興課長（前田昭雄君） それでは、議案第13号、氷川町森林環境譲与税基金条例の制定について、ご説明いたします。

氷川町森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、森林環境譲与税の譲与に伴い、基金を設置し、運用するため、条例を制定する必要があるためでございます。平成36年度から森林整備に必要な財源を確保するため、森林環境税を創設するとされています。森林環境税の創設に伴い、収入額に相当する額が森林環境譲与税として県・町に譲与されます。譲与税は、平成31年度から環境税に先行し、譲与するとされております。この譲与税の用途としましては、基金条例の1条にあります間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する経費に充てなければならないとなっております。また、併せまして、市町村及び都道府県は、森林環境譲与税を後年度における事業に要する費用に充てるため留保し、基金に積み立てる、または特別会計において繰り越しをすることも差し支えないとなっております。そのため基金条例を設置し、運用するための条例を制定するものです。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

○議長（上田健一君） 建設下水道課長、前崎誠君。

○建設下水道課長（前崎 誠君） それでは、議案第14号、氷川町有住宅条例の制定について、ご説明させていただきます。

氷川町有住宅条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由の説明の前にお詫びをし、誤字の修正をお願いいたします。

提案理由の4行目と5行目の「定額所得者」の「定額」が「高低」の「低」に修正をお願いいたします。

それでは、提案理由をご説明します。

熊本県が平成28年熊本地震により被害を受けた被災者のため設置した仮設住宅

について、仮設住宅としての利用が終了したあとに、県より譲与を受けて、居住の安定と福祉の増進を図るため、町管理の住宅として運用していくため、また既存の町営住宅条例は公営住宅法に基づき住宅に困窮する低額所得者のために賃貸することを目的としているため、低額所得者以外への貸与ができるよう運用するため、条例を制定するものです。

条例の1ページをご覧ください。氷川町有住宅条例は、第1章から第4章までで構成しており、主なものについてご説明します。

まず、第1章は、総則として、趣旨、定義、設置を定めており、第3条で町有住宅の名称及び位置を定めています。

すみません、条例の12ページの別表をご覧ください。一番最終ページになります。別表に名称、位置を記載のとおりで、「野津住宅」「鹿島住宅」「島地住宅」の3カ所で、位置は記載のとおりでございます。

それでは、2ページに戻っていただきまして、第2章は、町有住宅の管理について定めており、第4条、入居者の公募の方法から第29条の住宅の明け渡し請求までを制定しております。第4条で入居者の公募方法、第5条で公募の例外について、第9条で入居者の選考及び決定、第11条で住宅入居者の手続きについて定めております。

14ページをご覧ください。第14条で家賃について定めております。1DKの家賃は7,000円、2DKの家賃が1万1,000円、3DKの家賃が1万4,000円と、間取り規模に応じて固定額の使用料を設定しております。

次の5ページで、第18条で敷金について定めております。敷金は、入居者から入居時における3カ月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができることを制定しております。

8ページをご覧ください。第3章では、駐車場の管理について定めております。第30条、駐車場の管理から第48条、準用までを制定しておりまして、9ページの第38条をご覧ください。駐車場の使用料について設定しております。1区画500円、1台、2区画目以降は2,000円、1台と定めております。

11ページの第4章では、補足として第49条で立ち入り検査について定めております。

この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

なお、この条例施行に関し、必要な事項は氷川町有住宅条例施行規則によって定めます。

これで、議案第14号、氷川町有住宅条例の制定について、説明を終わります。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 議案第15号、平成30年度氷川町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明いたします。

平成30年度氷川町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,974万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億6,837万2,000円とする補正予算でございます。

6ページをご覧ください。第2表、繰越明許費補正でございます。

まず、追加で、25款、農林水産業費の団体営農業農村整備事業35万6,000円は、氷川土地改良区が行う客土事業への負担金で県の繰り越しにより繰り越すもので、担い手確保・経営強化支援事業2,312万2,000円は、国の補正予算事業で年度内完了が見込めないため繰り越すものです。

30款、商工費、プレミアム付き商品券事業150万2,000円は、消費税率引き上げに伴い実施する事業であり、年度内での対応が難しいため繰り越すものでございます。

35款、土木費の氷川町長寿命化橋梁点検事業300万円は交付金事業の繰越配分に伴うもの、干拓道路線道路舗装補修事業1,100万円及び河原鹿島西網道線道路改良事業1,720万円は国の第2次補正によるもので、浄土線道路改良事業1,232万7,000円は土地登記処理に期間を要したため、北川反甫北鹿野線道路改良事業6,000万円及び氷川中南線道路改良事業350万円、今・桜ヶ丘線道路改良事業1,562万4,000円は国の第2次補正、歩道橋塚田線道路改良事業280万4,000円は相続登記等に時間を要したため、笹尾迫線道路改良事業1,080万円は補償物件の移設工事に期間を要したことにより年度内の完了が見込めないため繰り越すものでございます。

45款、教育費の竜北中学校空調設備設置事業5,995万6,000円は、国の補正予算により実施するもので、年度内の完了が見込めないため繰り越すものでございます。

次に、変更でございます。45款、教育費の宮原小学校ほか2校空調設備設置事業の金額を1億8,807万1,000円に変更するものです。小学校3校分の工事請負費及び管理業務委託料を増額するもので、国の補正予算によるものです。

7ページをご覧ください。第3表、地方債補正でございます。

まず、追加になります。災害復旧債、限度額1,690万円です。

次に、変更です。総務債を3億4,447万5,000円に、農林水産業債を9,560万円に、土木債を2億3,130万円に、消防債を4億4,380万円に、教

育債を2億4,440万円に、商工債を0円に限度額を補正するものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

減額につきましては、実績などによる執行残が主な理由でございますので、説明は省略させていただきます。

43ページをご覧ください。5目、保健衛生総務費、28節、繰出金2,859万5,000円は、国民健康保険特別会計への繰出金で、主な内容は、保険基盤安定繰出金の増額で、法改正により保険税軽減判定所得の見直しによるものでございます。

46ページです。10目、農業振興費、次のページの19節、負担金補助及び交付金で、1枚めくっていただき、48ページです。上から3段目の町農業収入安定化事業費補助金232万8,000円は、農業共済掛金の一部を補助するもので、見込みにより不足分を補正するものです。

その5つ下になります。担い手確保・経営強化支援事業補助金は、優れた経営体の育成のため必要な農業用機械や施設の導入を支援するもので、5経営体からの申請があり、2,312万2,000円を計上しております。繰越事業でございます。

次のページの25目、農地費、1枚めくっていただき、19節、負担金補助及び交付金の県営事業負担金4,765万円の主なものは、氷川大堰改修事業費及び竜北地区湛水防除事業に係る負担金でございます。

53ページをご覧ください。10目、道路維持修繕費、1枚めくっていただき、15節、工事請負費の町道干拓道路線道路舗装補修工事1,100万円と、15目、道路新設改良費の町道北川反甫北鹿野線道路改良用地測量業務委託料3,100万円及び改良工事2,450万円、町道河原鹿島西網道線道路改良測量設計委託料1,100万円及び測量委託料620万円、町道今・桜ヶ丘線道路改良工事1,412万4,000円などは、国の第2次補正を財源とし、増額するもので、繰越事業でございます。

58ページをご覧ください。5目、学校管理費で、次のページの13節、委託料の主なものは、小学校3校の空調設備設置工事管理業務委託料395万円でございます。また、60ページの15節、工事請負費で、3校分の設置工事1億7,702万3,000円を計上しております。62ページに竜北中学校の空調設備設置工事管理業務委託料169万4,000円及び15節、工事請負費5,826万2,000円を計上しております。空調設備設置事業につきましても、繰越事業でございます。

次に、歳入の主なものをご説明いたします。

10ページをご覧ください。5款、町税です。町民税が521万8,000円、

固定資産税 276万8,000円、軽自動車税 142万3,000円を収入見込みにより増額しております。

16ページです。25目、土木費国庫補助金、5節、土木費補助金、防災安全社会資本整備交付金 6,054万7,000円の主なものは、国の第2次補正予算によるものです。

35目、教育費国庫補助金、13節、学校教育補助金のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金 4,080万8,000円は、小中学校の空調整備設置事業に係るものでございます。

17ページです。10目、衛生費負担金、5節、保険基盤安定負担金 1,485万8,000円は、国民健康保険特別会計への繰出金の国・県負担分でございます。

22ページをご覧ください。5目、5節、財政調整基金繰入金につきましては、交付税やその他歳入の増額などがあり、2億円減額するものです。

24ページです。17目、商工債、10節、一般事業債を竜北公園の法面災害復旧事業の財源に充てておりましたが、35目、災害復旧債、10節、単独災害復旧事業債を適用できるようになったため、組み替えております。

25目、消防債、15節、緊急防災・減災事業債を1億2,750万円減額、30目、教育債、25節、学校教育施設等整備事業債を小中学校空調設備設置事業の財源として1億9,920万円計上いたしております。

69ページの給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第15号についての説明を終わります。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、山本昭義君。

○健康福祉課長（山本昭義君） 議案第16号から議案第18号までをご説明いたします。

議案第16号、平成30年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

平成30年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いします。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,683万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,904万9,000円とするものです。

歳出につきましては、確定額や実績見込みなどによる減額が理由となりますので、歳出の説明は省略させていただきます。

次に、歳入の主なものをご説明いたします。

6 ページをお願いいたします。5 款、5 項、国民健康保険税、5 目、一般被保険者国民健康保険税、5 節、医療給付費現年課税分 2,700 万円の増額、7 節、後期高齢者支援金分現年課税分 700 万円の増額、10 節、介護納付金分現年課税分 260 万円の増額、15 節、医療給付費滞納繰越分 169 万円の減額は、1 月までの収納状況により見込みを算定した額となります。

10 目、退職被保険者等国民健康保険税、5 節、医療給付費現年課税分 140 万円の減額は、退職被保険者数の減によるものです。

25 款、県支出金、10 項、県補助金、15 目、保険給付費等交付金、5 節、普通交付金 1 億 1,575 万 9,000 円の減額は、保険給付費の減額によるものです。

40 款、繰入金、5 項、5 目、一般会計繰入金、5 節、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）1,986 万 6,000 円増額、10 節、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）782 万円増額、20 節、出産育児一時金繰入金 252 万円の減額、25 節、財政安定化支援事業繰入金 342 万 9,000 円の増額は、交付申請の実績見込みによる増減額となっております。

45 款、5 項、10 目、繰越金、5 節、その他繰越金 872 万 8,000 円の増額は、歳入の減額調整となります。

14 ページの給与明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

これで、議案第 16 号、平成 30 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、説明を終わります。

次に、議案第 17 号、平成 30 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、説明いたします。

平成 30 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1 ページをお願いします。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,962 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16 億 739 万 5,000 円とするものです。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

10 ページをお願いいたします。5 款、総務費、15 項、介護認定審査会費、5 目、認定調査費、1 節、報酬 105 万 7,000 円の減額は、訪問調査員の退職によるものです。

12 節、役務費 50 万 2,000 円の増額は、介護認定申請件数の増加が見込まれるための増額となります。

10 款、保険給付費、5 項、5 目、介護サービス等諸費、19 節、負担金補助及

び交付金 3,912万3,000円の減額は、実績見込みによる減額となります。

25項、5目、特定入所者介護サービス等費、19節、負担金補助及び交付金 399万9,000円の減額は、実績見込みによるものです。

15款、地域支援事業費、5項、5目、介護予防・生活支援サービス事業費、19節、負担金補助及び交付金 344万円の減額は、実績見込みによるものです。

次に、歳入を説明いたします。

6ページをお願いします。5款、保険料、5項、介護保険料、5目、第1号被保険者保険料、5節、現年分特別徴収保険料 1,248万5,000円の増額、10節、現年分普通徴収保険料 100万3,000円の増額は、平成30年度から負担割合が23%になったためでございます。

7ページをお願いします。15款、国庫支出金、10項、国庫補助金、20目、5節、保険者機能強化推進交付金 205万9,000円の増額は、新規の交付金となります。

その他歳入における減額は、歳出の10款、保険給付費及び17款、地域支援事業費の減額を基礎に負担割合により減額となったものです。

16ページの給与費明細以降につきましては、説明を省略させていただきます。

これで、議案第17号、平成30年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、説明を終わります。

次に、議案第18号、平成30年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

平成30年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いします。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ144万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,051万9,000円とするものです。

歳出の主なものについて説明いたします。

8ページをお願いします。10款、後期高齢者医療広域連合納付金、5項、後期高齢者医療広域連合、5目、後期高齢者医療広域連合納付金、19節、負担金補助及び交付金は、滞納繰越分保険料負担金 31万5,070円の増額と保険基盤安定負担金 166万4,000円の減額が確定しましたので、134万8,000円を減額するものです。

続きまして、歳入を説明いたします。

6ページをお願いします。20款、繰入金、5項、一般会計繰入金、10目、5

節、保険基盤安定繰入金166万4,000円の減額は、歳出で説明しました保険基盤安定負担金の確定に伴い減額するものです。

これで、議案第18号、平成30年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、説明を終わります。

○議長（上田健一君） 建設下水道課長、前崎誠君。

○建設下水道課長（前崎 誠君） それでは、議案第19号、平成30年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明させていただきます。

平成30年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,077万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,965万9,000円とする補正でございます。

減額の主な理由としましては、下水道特別会計の収支予算の確定見込みと執行残によります減額補正であります。

歳出からご説明いたします。

9ページをご覧ください。5目、総務管理費、2節、給与から4節、共済費は、執行残による減額528万4,000円でございます。13節の委託料698万8,000円は、社会資本整備総合交付金の交付金の交付率が57%並びに業務発注による執行残額を減額するものでございます。

10ページをご覧ください。10目、公共下水道維持費、19節、負担金補助及び交付金は、流域下水道維持管理負担金の平成29年度実績水量に伴う執行残額677万1,000円を減額するものです。19節、負担金補助及び交付金は、八代北部流域下水道事業建設負担金の県事業の補正予算、追加執行による増額134万3,000円を増額するものです。

11ページをご覧ください。10目、利子、23節、利子及び割引料は、平成29年度借入償還利子の確定による増額36万1,000円をするものです。

続きまして、歳入の説明に入ります。

8ページをご覧ください。25款、5目、5節、繰越金については、実績に伴い666万4,000円を増額するものです。

12ページ以降、給与関係については、省かせていただきます。

以上で、議案第19号、平成30年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、説明を終わります。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 議案第20号、平成31年度氷川町一般会計予算について、ご説明いたします。

平成31年度氷川町一般会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68億7,370万8,000円とするものでございます。

7ページをご覧ください。第2表、債務負担行為でございます。公共施設個別計画策定業務委託、期間、平成32年度まで、限度額600万円、一般健診業務委託（人間ドック分）、期間、平成32年度まで、限度額850万円、中小企業利子補給、期間、平成32年度から平成35年度まで、限度額200万円でございます。

8ページをお願いいたします。第3表、地方債でございます。各起債の限度額です。総務債2億1,950万円、農林水産業債9,960万円、土木債1億6,050万円、消防債4億120万円です。

次に、歳入をご説明いたします。

9ページの事項別明細書をご覧ください。歳入合計は、68億7,370万8,000円で、前年比3,636万1,000円の増額でございます。

主なものといたしましては、5款、町税9億4,436万4,000円を計上しております。前年比1,874万1,000円の増額を見込んでおります。

45款、地方交付税27億円、前年比6,000万円の増額を見込んでおります。

65款、国庫支出金5億5,347万6,000円、前年比6,710万1,000円の増額です。

70款、県支出金6億5,658万8,000円、前年比1億3,409万1,000円の増額です。

99款、町債8億8,080万円、前年比2億6,890万円の減額であります。

続きまして、歳出ですが、新規事業を中心に説明させていただきます。

45ページをご覧ください。13目、振興局費です。2枚めくっていただき、48ページをご覧ください。19節、負担金補助及び交付金の一番下になります。行政区活動活性化交付金2,543万2,000円でございますが、今までの総務課の地区活性化総合交付金と生涯学習課の地区館交付金、総務振興課の住民主役のまちづくり補助金を統合して一本化するもので、旧制度のメニューから納税奨励事業交付金を廃止し、保健増進活動、ごみ減量化推進活動を追加したものです。

51ページです。30目、電子計算費で、次のページになります。15節、工事請負費4,000万円は、非常時における情報通信機能を確保するため、電算室専

用の非常用発電設備の整備費用を計上いたしております。平成32年度までの時限措置である緊急防災・減災事業債を財源に活用しての事業でございます。

65ページをご覧ください。5目、社会福祉総務費、1枚めくっていただき、67ページの20節、扶助費に高齢者等福祉タクシー実証実験事業として、796万8,000円を計上しております。交通手段の確保に乏しい高齢者及び障がいをお持ちの方へタクシー乗車料金を助成するものでございます。

73ページをご覧ください。5目、児童福祉総務費、13節、委託料で、1枚めくっていただき、病児・病後児保育事業委託料1,282万6,000円は、平成30年度に八代北部地域医療センターで施設整備が行われ、平成31年4月より実施される病気児童を一時的に保育する事業への委託料でございます。

20節、扶助費の児童医療費は、平成31年4月より対象年齢を15歳から18歳まで引き上げることにより、前年比444万円の増の4,764万円を計上しております。

87ページをご覧ください。5目、塵芥処理費、19節、負担金補助及び交付金で、生ごみ処理機購入費助成金550万円を計上いたしております。これは、ごみの減量化を更に推進するため、家庭用の助成金上限額を2万5,000円から3万円に引き上げるとともに、新たに事業用の助成を創設、上限を50万円として助成するものでございます。

89ページをご覧ください。10目、農業振興費、1枚めくっていただきまして、19節、負担金補助及び交付金で、91ページの一番下になります。産地パワーアップ事業補助金7,400万円は、ブロッコリー育苗施設5棟の申請によるもので、財源は、全額、県補助金でございます。

96ページをご覧ください。40目、物産館費、次のページの18節、備品購入費1,530万円は、消費税率引き上げに伴う軽減税率に対応できるPOSシステムを導入するもので、財源には竜北物産館運営基金を充当いたします。

105ページをご覧ください。10目、道路維持修繕費は、8件の工事請負費を含む5,817万3,000円を計上いたしております。

107ページの15目、道路新設改良費は、5件の工事請負費を含む7,715万7,000円の計上でございます。

110ページの10目、河川改修費は、2件の改修工事5,750万円を計上いたしております。

111ページをご覧ください。5目、住宅管理費、13節、委託料で、野津団地外壁改修設計管理業務委託料120万円、及び、次のページになります、15節、工事請負費で2,380万円を計上いたしております。平成31年度から3年計画

で11棟の改修を計画しております。旧仮設団地本設工事1,999万5,000円は、仮設住宅の洗濯機の設置場所が屋外であるため、目隠しや駐車場などの整備を行い、町有住宅に活用するものです。この2つの事業は、国の社会資本整備総合交付金を受けて実施するものでございます。

10目、非常備消防費、次のページの11節、需用費の消耗品費の主なものは、国の消防団の新たな装備基準により半長靴を全団員へ配備する費用668万6,000円でございます。

115ページです。25目、災害対策費、13節、委託料及び15節、工事請負費で計上しております防災行政無線デジタル化更新整備事業は、3年計画の最終年となります。個別受信機の全世帯設置及び旧受信機撤去、携帯型無線機装置140台が主な内容となっております。

一番下の防災公園整備工事9,986万円は、野津火葬場跡地周辺、面積約1万平方メートルを多目的広場として計画していたものを、防災機能を強化し、防災公園として整備するもので、一時避難所や災害ごみの仮置き場として使用するほか、平常時は子どもから高齢者まで多様な活動ができる地域の憩いの場として利用できる公園を整備するものです。

120ページ、5目、学校管理費、1枚めくっていただきまして、123ページです。15節、工事請負費で、宮原小学校給食受け庫新築工事1,300万円、竜北西部小学校正門側の危険ブロック塀の撤去及びフェンス設置工事として、529万9,000円を計上しております。

130ページの5目、社会教育総務費、次のページになります。17節、公有財産購入費101万8,000円は、国指定史跡であります野津古墳群の私有地部分を購入するものです。

143ページの給与明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、山本昭義君。

○健康福祉課長（山本昭義君） 議案第21号から議案第23号まで続けて説明させていただきます。

まず、議案第21号、平成31年度氷川町国民健康保険特別会計予算について、説明いたします。

平成31年度氷川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いします。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億942万3,000円とするものです。

5 ページをお願いします。第2表、債務負担行為にて特定健診（人間ドック分）業務委託に関して、平成32年度に限度額224万円を計上しております。

次に、歳入を説明いたします。

6 ページの歳入歳出当初予算事項別明細書、1、総括、歳入をご覧ください。歳入合計は、20億942万3,000円、前年度20億961万2,000円、前年比18万9,000円の減額となります。

歳入の主なものとしましては、5款、国民健康保険税3億8,197万5,000円、前年比1,945万9,000円の増額です。昨年11月の徴収状況により、実績見込みによる増額となります。

25款、県支出金14億4,670万8,000円、前年比1,326万2,000円の減額です。療養給付費の減額が見込まれているための減額となります。

40款、繰入金1億5,707万8,000円、前年比631万5,000円の減額です。保険安定基盤の補助金が確定し、前年度の実績をもとに減額しております。

次に、歳出を説明いたします。

7 ページ、歳出をお願いします。歳出合計は、20億942万3,000円、前年度20億961万2,000円、前年比18万9,000円の減額です。

歳出の主なものとしましては、5款、総務費693万4,000円、前年比52万9,000円の増額です。第三者行為求償事務手数料に通常分2回のものがあるための増額となります。

10款、保険給付費14億3,782万円、前年比1,852万円の減額です。退職被保険者数の減により、見込み額の減額となります。

23款、国民健康保険事務費納付金5億2,394万2,000円、前年比1,608万8,000円、この増額は県試算による納付金の確定に伴うものでございます。

30款、保健事業費2,855万5,000円、前年比181万4,000円の増額です。特定健診の受診率を60%で見込むため、増額しております。

26 ページ、給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。これで、議案第21号の説明を終わります。

続きまして、議案第22号、平成31年度氷川町介護保険特別会計予算について、説明いたします。

平成31年度氷川町介護保険特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1 ページをお願いします。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億511万円とするものです。

次に、歳入を説明いたします。

4ページの歳入歳出当初予算事項別明細書、1、総括、歳入をご覧ください。歳入合計は、17億511万円、前年度15億9,205万7,000円、前年比1億1,305万3,000円の増額です。

歳入の増額は、歳出の項目から負担割合により算出するため、増額となっております。

歳入の主なものの説明を行います。

5款、保険料3億2,943万7,000円、前年比4,262万8,000円の増額です。

15款、国庫支出金4億4,407万4,000円、前年比2,829万7,000円の増額です。

20款、支払基金交付金4億4,487万7,000円、前年比1,539万9,000円の増額です。

25款、県支出金2億3,554万9,000円、前年比1,443万8,000円の増額です。

40款、繰入金2億4,917万4,000円、前年比1,356万4,000円の増額です。

45款、繰越金189万1,000円、前年比127万3,000円の減額となります。

次に、歳出をご説明いたします。

5ページの歳出をご覧ください。歳出合計は、17億511万円、前年度15億9,205万7,000円、前年比1億1,305万3,000円の増額です。

歳出につきましては、第7期介護保険事業計画の数値をもとに計上しております。

歳出の主なものとしましては、5款、総務費2,016万6,000円、前年比206万8,000円の減額です。

10款、保険給付費16億629万4,000円、前年比1億1,676万2,000円の増額です。

17款、地域支援事業費7,400万9,000円、前年比164万1,000円の減額です。

25ページ、給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

これで、議案第22号の説明を終わります。

続きまして、議案第23号、平成31年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について、説明いたします。

平成31年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地

方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いします。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,842万5,000円とするものです。

4ページをお願いします。第2表、債務負担行為におきまして、後期高齢者健診（人間ドック分）業務委託に関しましては、平成32年度に限度額34万円を計上しております。

次に、歳入をご説明いたします。

5ページの歳入歳出当初予算事項別明細書、1、総括、歳入をご覧ください。歳入合計は、1億6,842万5,000円、前年度1億6,196万6,000円、前年比645万9,000円の増額となります。

主なものとしましては、5款、後期高齢者医療保険料1億1,213万円、前年比681万5,000円の増額です。後期高齢者医療広域連合による算定による増額となります。

20款、繰入金4,895万7,000円、前年比337万2,000円の減額です。

30款、諸収入723万7,000円、前年比335万2,000円の増額です。この増額につきましては、後期高齢者医療長寿健康増進事業を行うための補助分となります。

次に、歳出を説明いたします。

6ページの歳出をご覧ください。歳出合計は、1億6,842万5,000円、前年度1億6,196万6,000円、前年比645万9,000円の増額です。

主なものとしましては、5款、総務費112万円、前年比39万5,000円の減額です。システム改修委託費が不要となったためのものです。

10款、後期高齢者医療広域連合納付金1億5,996万3,000円、前年比349万2,000円の増額です。広域連合が提示する被保険者保険料負担金の増額によるものです。

15款、保健事業費693万2,000円、前年比336万2,000円の増額となります。歳入で説明しました後期高齢者医療長寿健康増進事業を行うための増額となっております。

14ページ、債務負担行為支出予算額等に関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

これで、議案第23号の説明を終わります。

○議長（上田健一君） 建設下水道課長、前崎誠君。

○建設下水道課長（前崎 誠君） それでは、議案第24号、平成31年度氷川町下水

道事業特別会計予算について、ご説明させていただきます。

平成31年度氷川町下水道事業特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億6,198万5,000円とする予算でございます。

前年度と比較すると、7,325万4,000円増で、14%の増額予算となっております。

それでは、歳出のほうから主なものについて説明させていただきます。

11ページをご覧ください。5目、総務管理費の2節、給与から4節、共済費までは、職員給与関係で、下水道職員4名分の2,550万8,000円を計上しております。

8節、報償費は、平成30年度建設し、供用を開始します32件分の受益者分担金一括納付報償金として、115万2,000円を計上しております。

12ページの13節、委託料では、氷川町下水道事業法適化基本方針策定支援業務委託で49万7,000円、氷川町下水道事業経営戦略策定支援業務委託料で200万円を計上しております。

19節、負担金補助及び交付金では、水洗便所改造助成金として、80万円を計上しております。

次に、13ページをご覧ください。10目、公共下水道維持費の主なものとしましては、11節、需用費でマンホールポンプ場電気代、建築物修繕料、管路修繕料の合計で768万8,000円を計上しております。

14ページをご覧ください。13節、委託料で、マンホールポンプ場管理委託料426万8,000円、汚泥処分業務委託料586万6,000円、指定管理者による宮原浄化センターの管理委託料4,236万円を計上しております。

新規事業としまして、氷川町下水道管路施設浜殿処理区修繕改築計画策定業務委託料844万6,000円、同じく浜殿処理区の調査業務委託料755万4,000円を計上しております。

次に、15ページになります。19節、負担金補助及び交付金の流域下水道維持管理負担金としまして、5,696万2,000円を計上しております。

15目、公共下水道建設費は、15節、工事請負費で新築住宅建設に対応するため、管渠築造工事830万円、19節、負担金補助及び交付金の八代北部流域下水道事業建設負担金として、1億1,099万2,000円を計上しております。事業内容は、八代北部浄化センターの改築更新、並びに宮原処理区の八代北部流域下水

道の編入に伴います宮原中継ポンプ場、宮原流域幹線管渠築造工事の負担金となります。

22節、補償補填及び賠償金では、管渠築造工事に伴う上水道施設の移設補償費70万円を計上しております。

15ページから16ページの個別排水処理事業費につきましては、宮原処理区の合併浄化槽28基分の管理費としまして、191万3,000円を計上いたしております。

5目、元金、23節、償還金利子及び割引料の長期債元金2億313万3,000円及び10目、利子、23節、償還金利子及び割引料の長期債利子、一時借入金利子の6,197万7,000円を計上しております。

17ページから23ページまでは、下水道職員の給与に関する調書でありますので、省かせていただきます。

25ページをご覧ください。地方債に関する調書につきましては、当該年度末における現在高見込額は、34億1,207万3,000円でございます。

続きまして、歳入についてご説明を行います。

7ページをご覧ください。歳入の主なものといたしましては、5目、分担金、5節、分担金におきましては、受益者分担金といたしまして、590万4,000円を計上しております。

5目、下水道使用料、5節、公共下水道使用料につきましては、1億2,989万6,000円を計上しております。

8ページをご覧ください。5目、5節、下水道補助金につきましては、先ほど歳出でご説明しました氷川町下水道管路施設浜殿処理区の修繕改築計画策定に伴う補助金770万円を計上しております。

5目、5節、一般会計繰入金は、2億9,996万9,000円を計上しております。

10ページをご覧ください。5目、5節、下水道債では、1億1,320万円を計上しております。

最後に、4ページをご覧ください。予算書、第2条の地方債について、下水道債の限度額を1億1,320万円といたしております。

以上で、議案第24号、平成31年度氷川町下水道事業特別会計予算について、ご説明を終わります。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、山本昭義君。

○健康福祉課長（山本昭義君） 議案第25号、第3期氷川町地域福祉計画の策定について、説明いたします。

第3期氷川町地域福祉計画を別紙のとおり策定するため、地方自治法96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、地域福祉計画を策定するにあたっては、地方自治法96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例第2条第4号の規定により、議会の議決を求めるものです。

第3期氷川町地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画であり、平成31年度から向こう5年間、町の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉促進のため、基本的な施策の方向性を定めるものです。

この計画は、近年の地域共生社会の実現に向けた法律、指針、関連通知などを踏まえて、平成29年12月に厚生労働省からの市町村地域福祉計画の策定ガイドラインで示された市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項を踏まえて策定しています。

本計画は、第1章から第7章までと資料編で構成されています。

第1章、計画策定に関する事項が1ページから7ページ。計画策定の背景、地域福祉計画の根拠、計画の期間、各種計画との関連、計画策定方法など、本計画に関する基本的事項を掲載しています。

第2章、地域福祉に係る本町の状況として8ページから41ページまで。本町の地域福祉に関する現状データ、町民アンケート、民生委員等のアンケート、区長アンケートの調査結果を掲載しています。

第3章、第2期計画の実施状況及び課題、42ページから44ページです。第2期計画の実施状況及び課題を基本目標ごとに掲載しています。

第4章、本町の課題及び解決のための方向性、45ページから56ページ。現状のデータや各調査結果、第2期計画実施状況から抽出された「1、交流見守り」「2、情報提供、周知啓発」「3、移動手段等の確保」「4、防災対策の充実」「5、福祉サービス等の充実」の5つの課題を、個人、地域、行政でできそうなことに分け、本計画策定委員によるワークショップで検討し、結果から導き出された「1、つながり合い、支え合う意識の醸成、「我が事」意識の醸成」「2、相談体制づくり」「3、避難場所の周知、避難誘導等、役割分担など、地区防災力の強化」の3つの方向性を掲載しています。

第5章、基本理念、基本目標等、57、58ページ。基本理念として、「みんなの心が通い合い、支え合う、安心して暮らせる町」と定め、基本理念の実現に向けて、「1、みんなでつながり、支え合う地域づくり」「2、困りごと、まるごと受け止める仕組みづくり」「3、安全・安心に暮らせる地域づくり」の3つの基本目標の設定が掲載されています。

第6章で、施策の展開、59ページから76ページ。基本目標ごとに、主な課題、主な調査結果、今後の方向性、個人、地域、行政でできること、評価指標を掲載しています。

第7章、計画推進、77、78ページです。円滑な推進のため、地域住民、関係機関、社会福祉協議会、行政の責務と役割、計画の点検、評価方法を掲載しています。

最後が資料編となります。委員会設置条例、委員会名簿を掲載してあります。

2期計画では、5つの目標、19の方向性が示されていましたが、第3期計画は、アンケートなどの調査課題を整理しまして、3つの目標、7つの方向性として、主な調査結果の気になる項目をピックアップして評価できるように設定してあります。

これで、議案第25号について説明を終わります。

○議長（上田健一君） 説明が終わりました。

引き続き、質疑をやりますかね。どうしますか。休憩入れます。

じゃあ、35分から開始しますので、35分まで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時31分

再開 午前11時35分

-----○-----

○議長（上田健一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

議案第4号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第5号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第6号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第7号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号について、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 1点だけ、利用者が少ないということで、いわゆる費用対効果を考えることだと思いますが、月平均60人弱というふうに調査結果が出されています。この調査、いつからされたのか、どれくらいの期間行われたのか、詳しく知らせていただきたいと思います。ちょっと言葉がはっきりしませんが、ご了承くださいたいと思います。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、山本昭義君。

○健康福祉課長（山本昭義君） 9時以降の利用者につきましては、平成29年度から30年度1月までの毎月の21時以降の利用者の数値を出しております、そこから平均を出しております。その数値で今回提案したところでございます。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 利用している人と話をしたわけですが、少ないのは確かだというふうに言われました。しかし、もう少し期間をおいてやってほしい。例えば、いつからしますよというのをしていただけないかという話がありましたけども、そういった対策というか、変われば、4月からだから、大変だと思うんですが、そういうことは考えられなかったのかどうか。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、山本昭義君。

○健康福祉課長（山本昭義君） これが通りましたら、福祉センターのほうで紙の貼り出しを行ったり、利用者に連絡をするようにする予定にしております。

○議長（上田健一君） よろしいですか。

○6番（吉川義雄君） はい。

○議長（上田健一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） これで質疑を終わります。

次に、議案第10号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号について、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 国保税のいわゆる課税限度額の引き上げですが、去年は2万引

き上げがされたと思います。それで、今度で2年間で5万ほど上がるわけですね。この影響を受けるのはどの範囲か、世帯とか、あるいは個人とか、試算はされているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

併せて、熊本県の発表があり、2019年度の国民健康保険税が各自治体でどれくらいになるかというのが発表されました。それでいくと、県平均よりも氷川町の場合、若干高かったと思いますが、この額がいくらかということを知らせていただきたいと思います。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、山本昭義君。

○健康福祉課長（山本昭義君） 今のところ具体的などころまではまだ算定しておりませんが、現在、国保世帯が約4,200世帯ありまして、軽減を受けられている世帯がこのうちの半数ぐらいが軽減を受けておられる世帯になります。それ以外が軽減かかってない世帯になりますけれども、限度額となっている世帯がそのうちに100世帯ほどあるというところまで今調査しているところでございます。

○6番（吉川義雄君） もう1点、試算。

○健康福祉課長（山本昭義君） すみません。試算までは、まだしておりません。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 中間部分も影響を受けると、要するに上限が上がったら、中間層でも上がるんだというふうなのが新聞報道でありました。だから、それがどれくらいになるのか、わかれば教えていただきたいと思ったわけですが、試算わからなければ、結構です。

熊日の発表で、国保の標準保険料、年間1人当たり26市町村で増、県は10万5,863円です。県の平均は。氷川町は、10万9,459円になるというふうに新聞報道されましたけど、これが本当なのかどうか、された結果、この数字が本当だろうかと思って聞いたわけです。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、山本昭義君。

○健康福祉課長（山本昭義君） すみません、今日、その手持ち資料ありませんけれども、確か平均で10万ぐらいだったと記憶しております。

以上です。

○6番（吉川義雄君） もう1回。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 去年聞いたときに、1人当たり9万6,236円と、昨年言われたんですね。だから、やっぱり相当上がるんだなというふうに感じたわけです。急にこんなに高いのかなというふうに思ったので、これはあくまでも県が出しているわけですので、事実を確かめたわけです。各市町村は、これを参考に実際、保険

料を決定するってなっていたので、再度、もし全然してなかったのかどうか、してなくて、県の出された数字が、町は関係なく、県が出しただけなのか、それだけ聞かせてください。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、山本昭義君。

○健康福祉課長（山本昭義君） 今、県のほうが被保険者にもなっておりますので、県のほうでも氷川町に適した金額のほうの算定をしていると思います。その分で提示された額になっていると思っております。

以上です。

○議長（上田健一君） よろしいですか。

○6番（吉川義雄君） はい。

○議長（上田健一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） これで質疑を終わります。

次に、議案第12号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号について、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 2つお尋ねします。

高齢者等福祉タクシー実証実験について、もう少し詳しく説明をいただきたいと思えます。

それから、105ページの土木費で危険ブロック塀等の安全確保支援事業内容についても、もう少し詳しく聞かせていただきたいと思えます。民間も含めた危険ブロックの撤去というのが国で議論をされておりました。それに伴うものだと判断するわけですが、どうでしょうか。

○議長（上田健一君） 総務課長、陳野信次君。

○総務課長（陳野信次君） 前段部分の高齢者福祉タクシー助成事業につきまして、ご説明させていただきます。

もう大分前から地区のほうから要望があつておまして、高齢者の移動手段の確保というのが喫緊の課題になっているということで、先の一般質問でも受けまして、お答えしておつたところでございます。

いよいよ31年度から実施したいというところでございますけれども、実際的に今、県内で実施されております近隣の市町村の話も聞きますと、制度はつくったが、なかなか利用がないというような話も聞いているところでございます。そういったことで実証実験ということで3年間やってみようかというところで、試験的な運用という形で取り組んでみようということで考えているところでございますが、これまで1年間かけてその制度の内容を検討してきたところでございますけれども、まず一番最初に対象者をどういう形で絞るかということでもっていったところでございますが、基本的に75歳以上の年齢で構成される世帯で、かつ前年度の非課税の世帯であると。またあわせて、当然、車といたしますか、交通手段をもっていらない方というような形でのご家庭と、それから身体に障がいをお持ちの方というところで、対象を絞りこんでいきましたところで、大体見込みを今664人というところで見込んでいるところでございます。

助成額につきましては、タクシー助成金ということで、1回500円の割引券を使って、支払いの際にその割引券と残額のほうを個人で支払いをしていただくという考えで、その助成額を年間1万2,000円というふうに計算をいたしております。そういうところで年間の予定額を予算書に計上しておりますように796万8,

000円というところで計画しているところがございますが、新しい制度ということで周知期間も必要になってまいりますし、4月1日から適用いたしたいというふうに思っておりますが、まず手挙げ方式で、私はこの事業を受けてやりたいということで、手挙げ式という形になりますので、手挙げされた方の要綱に準じます資格対象者としての要綱に該当するかという審査の部分もございますので、まず手を挙げていただいて、それから審査をして、基準に適合する方であれば、タクシー券をまとめて交付しようというような形の考えを持っているところがございます。

具体の要綱も、今、作成中でございますし、年度中に作り上げて、お示しをしたいというふうに考えているところがございます。

○議長（上田健一君） 建設下水道課長、前崎誠君。

○建設下水道課長（前崎 誠君） それでは、105ページの説明をさせていただく前に、誤字がありますので、お詫びを申し上げて、修正をお願いいたします。

「危険ブロック塀等安全」の「安」が、「案」の「案」になっていきますので、「安全」ということで修正をお願いいたします。

ブロック塀等の安全確保及び事業につきましては、昨年大阪の地震がありました、国のほうでブロック塀等安全確保支援事業ということで、社会資本整備総合交付金の基幹事業として、新たに平成30年の12月21日に閣議決定が行われました。

その中で、氷川町のほうでもこの基幹事業に取り組んで、町内の国道、県道、町道に接しております危険ブロックの撤去が必要な所有者の方がおられれば、この事業を使っただいて、撤去及びそれと新たな建築もこれで含まれてできるようになりますので、そういった有利な事業を設けることで、町内にあります危険なブロックが少しでも減り、安全になればということで、今度、平成31年度から取り組むようにいたしました。ブロック塀の除却と建て替え改修です。

限度額としては、136万円となります。国と県からは撤去だけの補助がありますが、あとは町のほうで補助するものです。今回5件分を組ませていただきましたが、おおよそ例とえば、普通大体17メートルぐらいの範囲ぐらいかなというところで、この5件分の予算を453万3,000円組ませていただきました。

実施に伴いましては、要綱を設けまして、4月から周知を図って、受け付けをするというところで思っておりますので、たぶん予算が5件分ということとなっておりますので、この予算枠内でさしより進んでいくのかなというところであります。また、申し込みの問い合わせが多いようでしたら、またいろんな補正とかが必要になってくるかと思いますが、当初、30年、現在3月までのところでブロック塀をどうにかしたいという方の問い合わせはちょっと今のところありません。撤去のご

相談はあってはいない状況ですけれども、今度、新たに新設をすることまでできるということなら、今度は問い合わせが出てくるのかなということではちょっと思っております。

○6番（吉川義雄君） 満額。

○建設下水道課長（前崎 誠君） いいえ、満額じゃありません。仮に136万の事業限度額がありましたら、3分の1はご本人さんが負担をするということになります。

○6番（吉川義雄君） はい。

○建設下水道課長（前崎 誠君） いいですかね。国が45万3,000円、県が撤去については5万円までは出ますので5万円、それと町が40万3,500円、個人事業者様が45万3,500円の3分の1は負担していただいて、限度額が設けてあるということでございます。

○議長（上田健一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） これで質疑を終わります。

米村洋君。

○9番（米村 洋君） これは、20款のね、衛生についてね、塵芥処理のですね、先ほど施政方針の中でですね、町長が生ごみのですね、処理、購入費用の助成金を見直すということですね、3万円と50万ということで、担当の課長から、企画財政ですかね、からもそういう説明があったんですが、これはね、何と言うんですかね、町民環境課長、君は、そのごみの処理機はもう購入したのかね。

○議長（上田健一君） 町民環境課長、野田俊明君。

○町民環境課長（野田俊明君） 先月末に購入させていただいております。

○議長（上田健一君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） 町長ね、すみませんね、ちょっと議案の議題と違いますけれど、この前ですね、議会が全部購入したということですね、各担当課長もですね、全員手を挙げていただいてですね、購入するということだったんですが、今ですね、現状、担当課長たちがですね、どれぐらいの人たちが購入しているのか、ちょっと購入された方、ちょっと手を挙げていただきたいんですが、いいでしょうか。

わかりました。もう過半数以上の方が購入されているというふうに見えていますけれど、まだ購入されていない担当課長たち、この4月になったらですね、もうこの制度はできますから、ぜひお願いしたいと思いますが、いいでしょうか。購入していない人、ちょっと手を挙げてくださいよ。いいでしょうか、4月以降に。

あのですね、やっぱりこうやってごみの減量化というのはですね、やっぱり町とですね、議会と積極的にですね、取り組まなきゃですね、町民の意識改革はできな

いんですよ、これは。だから、よく僕らに聞かれるんですけど、議員たちはこういうごみのね、処理機、購入したのかということ聞かれるんですけど、もちろん購入したと言うとですね、やっぱり高い設定のですね、ごみのね、処理機を購入したと言うとですね、やっぱり、じゃあ、わしらも購入しなきゃならないということですね、言われるわけですね。だから、本当にね、町長、やっぱりごみの減量化というのはですね、これはもう本当に必要なことでありますから、その辺のどこね、町長、ちょっとですね、もう1回ですね、みんなですね、行政がですね、積極的に取り組むということですね、ちょっと言っていただけますかね。

○議長（上田健一君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） ごみの減量化はですね、氷川町の大きなですね、必須の課題でありまして、今、減量化宣言をして、町民の皆様方にも協力をお願いしているわけでございます。良識ある職員ばかりでございますので、そのあたりは率先してやってくれるものというふうに思っております。

○9番（米村 洋君） 議長、最後にね、一言いい。

担当課長、各セクションのね、職員たちにもですね、どんどんどんどんですね、ごみの処理機をね、啓発していただきたいと思います。お願いしときますね。

これはね、僕の所管だけど、あんまり言いたくないけれど、今日はね、ものすごくね、言いたかったの。いろんなこと、これ、ものすごく用意してきとるんですよ。しかし、みんなですね、疲れて、吉川議員も今ちょっとですね、ちょっと病気で、ちょっとあんまりですね、発言をちょっと吉川議員も控えたほうがいいです。治るまで。だから、結局ですね、今後ですね、議会とですね、やっぱり行政が一体となってですね、いいまちづくりをしていかなきゃならないという、やっぱり当初予算に組むときですね、やっぱり新たにですね、議員たちもやっぱり心を引き締めてですね、やっていこうという気持ちでおりますから、行政もそういう気持ちでやっていただきたいと思いますね。

○議長（上田健一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） これで質疑を終わります。

次に、議案第21号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第25号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号から議案第25号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号から議案第25号までは、議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後1時03分